

社会福祉法人すこう福祉会  
役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人すこう福祉会（以下「法人」と称す）の理事、監事、評議員（以下「役員」と称す）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 法人の役員に対して、別表に掲げる額を報酬として支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 前の各項の規定にかかわらず、全く職務に従事しない役員には、報酬は支給しない。

(支 給 日)

第3条 役員は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事会、評議員会以外の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費及び宿泊費の実費額とする。

3 日当は、1日につき2,000円とする。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

別表(第2条関係)

役 職	報 酬 (日額)
理事長	5,000円
理 事	4,000円
監 事	4,000円
評議員	3,000円

但し、業務の実態に応じて支給するものとし、半日業務のときは半額を支給する。